



出向を断る理由は正当だ！ 元職場に返せ！ 本橋書記長、証人尋問で堂々と証言！

本橋出向取消裁判の証人尋問が11月1日、東京地裁で開廷され、原告の本橋書記長、被告側から新幹線鉄道事業本部柴田人事課長（当時）が証言しました。

最初に被告側から証人尋問が行われました。柴田証人は主尋問では滞りなく証言しましたが、反対尋問では尋問の趣旨に答えない証言に終始しました。苦情申告や面談でのやり取りを例に出しながら「本橋さんは出向に同意したのか？ はい、いいえで答えるように」と尋問されると、はい、いいえのどちらとも答えず、本橋書記長が「同意していない」と主張し続けたことを、頑なに認めようとしませんでした。

また驚いたことに「JR東海労組合員が出向取り消しを求めた裁判で、出向が取り消された事例は知ってるか」との尋問に、淵上さんの人事運用の責任者かつ、淵上裁判の証人でもある柴田証人は「淵上さんは（職場）の異動である」と証言し、出向が取り消された事実を認めませんでした。これには、傍聴席の冷笑を買いました。

原告の本橋さんは主尋問で、出向に同意していないことや出向を断る正当な理由があることを、面談や苦情申告などで一貫して主張してきたことを具体的に堂々と訴え、会社が出向によって組合活動を制限することは、JR東海労の組織破壊を意図した不当労働行為であることを主張しました。

従って出向命令と出向先をSEKとする専任社員雇用契約を取り消すこと、SEKに勤務する義務がないことと、東京仕業検査車両所の車両技術係として勤務する地位にあることを裁判所に強く訴えました。

反対尋問で会社側弁護士は、誤った主張・解釈を展開し、あたかも本橋書記長が出向に同意して専任社員雇用契約を締結したと描き出そうとしました。しかし本橋書記長に反論され、挙げ句の果てには、出向とは全く無関係の本橋書記長の不動産について尋問するなど、傍聴していた組合員からは「呆れた」という意見が相次ぎました。

次回の口頭弁論（最終弁論）は、1月24日です。